

第七話 紅花向屋から来た出世證文

先づここに出世證文というもの、一例として、その全文を上げてみましよう。

紅花荷物巻代金借用證文之事

一金百九拾六兩貳分

銀八匁六分四厘

御面印紅花荷物五駄
去々亥十二月限売附代
金目録表也

此匁

内金五拾兩

當時御渡申相済い分

又金貳拾兩

当刃五月廿日限御渡可申事

又金三拾兩

当暮十二月廿日限御渡可申事

残金九拾六兩貳分

別紙出世證文ニ而相済い分

銀八匁六分四厘

右は去々亥秋、大津藏入の紅花荷物、藤左工門殿御上京成され、御鼻唄御差図を以て、私宅え送り込みに相成り候匁、其冬十二月限りに、売付代金売先より日限相渡り候故、翌早春右金目録表残らず御国元え相違無く御下し申すべき旨の匁、私近年

身上不如意に付、抛る無く、右金私勝手に遣い込み、不將の段恐入り候。尤も紅花荷の儀は、御差荷の事故、売代金取込み同様の致し方に付、去る冬より夫のみ御支配御兩人御登り下され、段々御催促に預り、既に御公訴にも相成べき処、左様相成り候ては、私家名相続出来難く、甚だ当惑仕り恐入り候。これに依て大黒屋久右エ門殿御取扱を以て、御歎き御詫び申上げ候処、格別の御了管を以て、正金百九拾六兩貳分、銀八匁六分四厘の内、当時金百兩差入れ、残金は我等出仕致すべく、直御待ち下し置かれ候段、仕合せに存じ候。然る処に、今渡世も相休み居り候程の事故、当金百兩の才覚出来兼ね候に付、又、御願申し、別書の通り、右金百兩の内、当金五拾兩御渡し申し、又金貳拾兩は来る五月廿日限り差上ぐべく、又金三拾兩は当暮十二月廿日限りに御取下、当年中都合金百兩相済すべき儀、別けて御願申上げ候処、御面き済みも相成らざる趣に候得共、厚き御慈愛を以て御承知成し下し置かれ候段、有りがたく存じ候。然る上は、書面の通り少しも相違無く、限月毎に急度相済し申すべく候。若し遅滞に及び候は、取扱人加判の若引請け、急度辨済仕るべく候。尚又残金九拾六兩貳分、銀八分六匁四厘は、私相続出仕仕る迄、仕合證文別紙差上げ置き候。右は当金百兩割り済み相済み候迄、後證として加判證文仍て件の如し。

文化二年丑二月

紅花売代金借用人
京東洞院六角下ル

近江屋九郎兵衛

印

右取扱人
同所島丸通り

大黒屋久右エ門 (印)

最上谷地

和泉屋藤左工門殿

同寒河江

安産屋 又三郎殿

御支配象中

この文言の中にもあるように、出世證文は別に仕合證文しあわせとも言い、借入金かかひの返済期日を何日までと切らずに、「我等出世致すべく迄」とか、或は「私相続仕合仕る迄」というように、不定期返済を約束する證文であります。この證文の差出人となつてゐる近江屋は、古くからの紅花向屋として、京都においても有数なものであり、最上地方には広く手を延ばして、紅花の取引に當つていた者であります。その江近屋が、享和三年(一八〇三)の秋に、谷地の和泉屋藤左工門と、寒河江の安産屋又三郎から送られた紅花五駄代金を使い込み、両者の間に向題を引き起したのであります。それで和泉屋と安産屋とは各々支配人を京都に登せ、遂には公訴という所まで行つたが、大黒屋久右工門が取扱人となつて中に入り、売上代金のうち百両だけは年内に返金し、残金九拾六兩貳歩と銀入匁六分四厘は、別に出世證文としたのであります。文面が大体似ておりますが、参考のため別紙も掲げてみましよう。

紅花代金借用出世證文之事

一金九拾六兩貳分

但レ

元金百九拾六兩貳分

銀八匁六分四厘

銀八匁六分四厘

内金五拾兩

此度正金御渡申候

又金五拾兩

当五五月、十二月兩ニ御渡シ
可申告別紙證文表

×差引残り也

右は去る秋大津藏入の紅花荷物、藤左工門殿御上京成之れ、御鼻廣御差図を以て、私宅え送り込みに相成候処、去る亥の極月限り、売代金売先より請取り、且つ同翌早春、目錄表残らず御国元え早速差下し申すべき金子に御座候処、私近年身と不如意に付、筋無きに勝手成る方え遣い込み、延引に相成り、御国元より度々御催促に預り候得共、其後調達も出来兼ね、当惑致し居り候処、去る冬中御催促とレて、御支配御兩人御上京下之れ、御面談、御申訳仕るべき様もこれ無く、尚又皆済仕るべき手段もこれ無く、甚だ不埒の段恐入り候得共、已に渡世も相休み居り候程故、身上躰も日々行詰り、一向に金主出方もこれ無く、殊更去る戌年御差荷紅花代金も、格別御憐愍を以て、十ヶ年賦に御取立御願申上置い上にて、重々不屈成る致し方故、一通りの挨拶にては御商済みもこれ無き筈と、申上ぐべき言葉にも行当り申さず、当時如何様にも致方これ無く思いながら、日数延、相成候処、謂れ無く取込み候金子故、町役方え御願成之れ、既に御公訴にも相成るべき段、則ち御旅宿扇屋正

七殿より御内意これ有り、驚き入り奉り候。若レや江戸御出訴にも相成り候ては、私家名は勿論、町内迄モ難遊に及び候儀輕からざる事、甚だ以て恐入り、歎かわレク存ぜられ候。これに依てひたすら御難き申上げ、書面の通り、本金の内金百兩都合当年中に差入れ、別紙證文表にて御請取り下され、残金九拾六兩貳分八匁六分四厘は、我等出也致レ候迄御延引御用捨下され、仕合證文にて御固済み成レ下され候様、大黒屋久右工門殿御取扱ひ、並肩屋正七殿御添言を以て、御認び御願申上げ候処、御承知成之れ難き趣の処、厚き御思召を以て、前書の通り我等家名出也迄御待ち下され候様御固済み成レ下され、重々有りがたく存じ候。誠に右残金の儀は、格別の御慈悲を以て、私出也迄御延引成レ下され候上は、これ以来何卒御陰を以て渡世相助け、私家名相続仕り、等閑に致さず、紅花向屋にて身上行立次第、相成るべくだけ追々にも返納仕るべく候。後日の爲め年延金借用證文仍て件の如し。

京東洞院六角下ル町
紅花代借用人

近江屋九郎兵工

⑨

文化二年丑三月

羽州最上谷地

和泉屋藤左工門殿

同 同 寒河江

安達屋 又三郎殿

御支配象中

この文中にも記されてあることですが、文化二年から丁度三年前に当る享和二年の七月、藤左工門の①印紅花荷貳駄片馬拾袋代、金九拾兩三歩という金も勝手に遣い込み、是非才覚仕り御渡し申すべくと存じ候得共、私近年内、不操合にて、当分何共致し方これ無くしという理由で、十ヶ年賦返済を願ひ、一ヶ年に金九兩銀四匁八分づつ、十ヶ年の内年、相違無く返済仕るべく候しという借用證文を差出してあります。

紅花がこの地方における商品作物として最も大切なものであり、この現金収入というものが、六七月頃の端境期の生活の資となり、お上への貢納の準備となり、借財返済の金ともなつたのです。従つて仲買人や荷向屋から入る紅花代に支障を来すようなことがあつては、生活に破綻を来すのです。所で、京都の紅花向屋がこのような勝手な所業から、地方の荷向屋に大きな迷惑をかけたということは、引いては生産人たる貧乏農民を、甚だしい苦境に陥れたのです。

この出せ證文を出し上江屋が、何のために遣い込みを出したか不明ではありますが、その後もちらの荷向屋との向には、大量の取引を行つております。それでいて證文がこちらに残つてゐるといふことは、結局返済しなかつたことを意味するのでしょうか。私はこういう返済期日のない出せ證文というものに、何かしら計らみがあつたのではないかと、少々疑問を持つてゐるのです。

私がそういう癖みを持つについては、少々歴史的な理由があるのです。京都には以前から稻荷講という、私的な一種の紅花向屋の組織がありました。しかし生産者との売買の方法は飽くまでも自由契約であり、自由売買でしたから、大体は、買集めに下つて来た手代

衆との直接取引か、或は地元のサンベや紅花商人との関係において、生産者は常に気楽な取引をやつていたので、所が享保二十年（一七三五）に公認の紅花向屋制度になり、紅花向屋十四軒と、紅粉屋百四十八軒とが指定され、町奉行の管理下に売買上の統制が加えられるようになったのです。特に紅粉屋で使用する原料干紅は、産地から直接仕入れることが禁止され、総て十四軒の向屋の手を経なければならなくなりました。

向屋が成立したということは、紅花売買の特権をそれらに与え、その権利金として、當時の名称で言いますならば、奥加金というものを幕府に差出させたので、幕府の財政からすれば、大切な財源となりました。向屋では売買の一切を代行するため、生産者からは口銭を取り立てました。こういう制度は、向屋の性格からすれば当然のことですけれども、自由売買に馴れて来た生産者や地方商人からすれば、「以後紅花売買勝手悪しく罷り成り」その上に口銭を引上げ、しかもその分だけ紅花代から差引かれたので、「困窮の商人迷惑」という感じが高まりました。そればかりでなく、この独占権はやがて地方の生産人や荷主商人の足許につけこんで、買値段と売値段の関係を明かにしなかつたり、現金の仕払をおくらせたり、特にひどいことは、「潰れ」と称して代金の仕払を停止するといふ、悪質な手段を講ずる向屋が生じたことでもあります。このために元文五年（一七四〇）から、向屋廃止に因する訴訟事件が生じましたが、その理由の一つとして、この「潰れ」を取上げているのであります。即ち

「拾四軒向屋の内、潰と申立て、紅花代金相渡り申さず候故、困窮の商人共、紅花
商売成り難く、迷惑至極仕り候じ」

「若山屋勘右工門、紙屋勘兵工、若山屋喜右工門、伊勢屋理右工門、合して四人潰を申立て、最上商人共へ損失相懸け候金高 凡そ七千兩余の処相違これなく候」といふことを度々申立て、おります。これに対して向屋側では、紅粉屋の不興に依る損失の結果だと辨明してはいますが、最上商人としては、向屋と紅粉屋との間には、「稻荷講」といふ詳細な取引上の規定が結ばれてあり、大向屋が四軒も潰れるというようなことは、有り得ないことだと、大きな疑惑の眼を向けざるを得なかつた訳です。さらにまた、假りにそういう原因で潰れたとしても、元来向屋というものは「売人買人引合相對の上荷物取捌き、口銭を取り、商売相立申ものに御座候へば、たとえ抛る無き筋にて身上相潰れ候共、商人共へ多少の損失相掛け申すべき筋にはこれ無き筈」といふ考え方に立ち、「今より以後、十四軒仲間にて向屋相勤め候はゞ、相潰れ候てモ、仲間として辨じ、商人へ損害相掛け申さざるように、仲間請合證文相渡し候様しにと、向屋仲間同志の連帶責任制を主要求して退かなかつたのです。

この訴訟沙汰がきっかけとなり、向屋は一應は廃止となりましたが、経済機構の発達や、幕府財政の關係から、それに代るべき新しい組織に改正されて、「紅花売買会所」とか、或は「紅花世話所」といふものが設立されました。しかしながら、立場を異にしている地方の生産者、商人と、京都にある紅花向屋や紅粉屋との間に、打解し難い経済上の対立があり、この論争は幕末に至るまで続いたのです。

向屋方の不法行齋に対して、元文五年に最初火の手を上げたのは、谷地の商人惣代柵屋甚右工門と青柳屋喜惣次という二人でありましたが、その後寒河江の商人惣代も加わり、

鈴木忠助、中村六郎兵工、柘屋甚右工門、太田藤四郎、柘屋新次郎、青柳屋喜惣次の六名となり、その後、「大町念仏講帳」寛保元年（一七四一）の記事によると、「京都に商人惣名代に甚右工門、藤助、新二郎、忠助、寒河江より六郎兵工、五兵工罷登りいて、二條御役所に御訴申上げ云々」とあり、愈々出京の場合には多少の変更があつたようです。「紅花世話所」設置に因する宝曆二年（一七〇五）からの訴願当時は、寒河江並に尾花沢役所附百姓惣代として、谷地の久兵工、儀兵工等が活動しているし、漆山の半左工門や谷地の仁兵工等も引続き運動しています。明和三年（一七六六）五月の「念仏講年代鑑」に、「五月中京都より紅屋向屋より六七人山形へ下り、紅花仕入れ、これに依つて人氣強く相成り、生花直段五拾文より八拾文迄、干上り上物六拾文貳兩、五拾四五兩位仕入花揚り、右下り衆これ有り候ふくみにて、右の直段相立ち、百姓方悉く悦び申候」とあります。

このように、谷地と寒河江の商人や百姓戸ちが中心となつて、潰れ向屋の向屋を責め、向屋制度全廃を訴え、需給者の相対売買を要求した訳であります。向屋又は向屋らしい性格のものを廃止して、それから受ける不法な圧迫を除くことは出来ても、時代が作り出している経済組織そのものを、後進的な考えで全廃するということは不可能であつたのです。そういう機構が無くなることによつて、却つて需給關係を調節することが出来なくなり、資本の融通に困難を生じ、引いては生産者の発展を阻む恐れもあり、市場を混乱させることも多かつたのです。こういう時勢を知つており、財政的な立場から、向屋の存置を希う幕府の腹の中を見抜いてあり、しかも飽くまでも強い組織の力と経済力を持ち、さらに加えるに商才と合法的計略の才に長けていた上方商人が、決して最上商人や百姓の、

眞正面からの生一本の喧嘩に屈伏はしなかつたのです。論争の一つ一つには負けたかに見えても、次ぎ次ぎと新たな手で盛り返えして来るだけのカと方法と自信とを持っていたのです。

最初に掲げた「出世證文」の文化二年（一八〇五）頃における、京都の取引形態は、「紅花也話所」を中心とした、荷主と向屋の相対売買であつたようです。紅花也話所というのは、明和頃から紅花値が下落して来たのみならず、米値まで下値であつて、大小の百姓が困窮するよになつたので、利安金を貸付けて生活保証の一面を担当し、それによつて紅花の売急ぎを防止し、自然値上りを企図する目的をもつて、明和九年頃（一七七二）から設置されたものでありました。そして荷主と向屋、向屋と紅粉屋の間に立つて、紅花の取引が順調に行われるよう努力する性格のものであります。これとても、公認の向屋制度があつた頃と同様、長い向には、最上商人の考える通りにばかりは参らず、寛政十年（一七九八）には一部の改正はあつたとは言え、文化五年（一八〇八）には又々その改革についての訴訟が行われているのです。

京都の紅花向屋にとつてみれば、向屋同志によつて作られた組織としての向屋制度は廃止されても、向屋個人個人の責任とか義務を代表して呉れるものが、即ち也話所であると考えれば、取引には何の苦痛もなく、也話所と手を結ぶことによつて、却つて自由の立場に置かれ、地方商人に対する圧迫を、正面からでなれに、むしろ陰にかくれて行われるよになりました。

その頃の事情をこのように考えてみますと、近江屋が出した「出世證文」は、元文頃に

向屋が使つた「潰れ向屋」の手と、同じようなものではなかつたかと、ひがんだ頭と疑いの眼を向けたくのです。地主と小作人の向や、主人と名子等の向に、心からの温情の表れとして、僅かの金銭について結ばれる「出世證文」は、世上にもよく有ることですが、潰れもしないのに潰れと偽り、堂々と營業を継続しておりながら、大金を「出世證文」として返済を怠るといふことは、土地が辺僻で、氣候が寒冷で、降雪量の多、雪が春あそくまである最上の農民を、益々貧乏に追い込む原因の一つともなつたものと思われず。